㈠　10年以上電気工事に関する実務経験を有する者。
㈡　１級電気工事施工管理技士
㈢　技術士（電気電子部門又は建設部門）
㈣　技術士（総合技術監理（電気電子又は建設部門））
㈤　第１種電気工事士
㈥　第２種電気工事士で免状交付後、電気工事に関し３年以上の実務経験を有する者。
㈦　第１種、第２種、第３種電気主任技術者で免状交付後、電気工事に関し５年以上の実務経験を有する者。
㈧　建築士法第20条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後、電気工事に関し１年以上の実務経験を有する者。
㈨　建築物その他の工作物若しくはその設備に計測設備、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたものに合格した後電気工事に関し１年以上の実務経験を有する者。
㈩　社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの１級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者。
㈠㈠　監理技術者資格者証（電気工事）を有する者。

②　平成12年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㈠及び㈡の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。
㈠　トンネル照明設備の新設または更新工事の施工経験を有すること。
㈡　施工経験が適切なものであること。
ただし、㈠及び㈡は同一工事での施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記㈠の施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㈡「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　単体企業にあっては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員の何れか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑦　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑧　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑨　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑩　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。
⑪　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　技術提案　指定テーマ：本工事の設備の品質確保において施工上配慮すべき事項
⑵　総合評価の方法
①　標準点　本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。
②　施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術提案の内容に応じ、上記⑴①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術提案の指定テーマ毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は60点とする。
③　入札価格及び技術提案に係る総合評価標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。なお、上記②の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。
⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
㈠　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。
㈡　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
②　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171㈹　内線2526
⑵　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）
交付期間は、別表１①に示す期間。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記⑴の担当部局へその旨申し出ること。
⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法　申請書及び確認資料は、別表１②に示す期日までに電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。
⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法　入札の締切は、別表１③に示す期日。入札は電子入札システムにより行うこと。なお、紙入札方式の場合は上記⑴の担当部局に持参、郵送又は託送により提出すること。
開札は、別表１④に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。
⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　期間　別表１⑤に示す期間。
②　場所　上記⑴に同じ。
③　方法　持参、郵送又は託送により提出すること。

5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。
ただし、利付国債の提供（取扱官庁　東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。